

高事第1788号
令和2年9月4日

各市町村高齢者福祉施設主管部長 様

大阪府福祉部高齢介護室長
大阪府健康医療部保健医療室長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）について

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただき御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、従前、PCR検査での陰性確認が退院基準とされていたところ、令和2年5月29日付厚生労働省通知によりPCR検査を必須とせず、令和2年6月12日付厚生労働省通知により「発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合」などに退院としてよいこととして取扱いが変更されています。

これは、国内外の知見により、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経過すると感染性が急激に低下し、感染性が極めて低いことがわかってきたためです（令和2年8月21日付厚生労働省事務連絡 Q&A⑩）。

つきましては、新型コロナ患者受入病床の確保の観点から、施設入所者が発症し陽性と確認されて入院となった場合、上記の基準に従って退院となった際には、施設において円滑に受け入れていただきますよう、所管の施設への周知をお願いいたします。

また、職員の就業制限の解除についても、宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たした時点で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこととして差し支えないこと（解除時のPCR検査は必須ではないこと。）とされておりますので、あわせてご周知ください。

別添

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）
（令和2年5月29日健感発0529第1号）
（令和2年6月12日健感発0612第1号）・ 概要
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）の一部改正について（令和2年8月21日事務連絡）
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて」（令和2年5月1日事務連絡）

（問い合わせ先）

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課

施設指導グループ： 新、大森

電 話：06-6944-7203

メール：koreikaigo-g08@sbox.pref.osaka.lg.jp